

令和 7 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 12 号	八戸市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 13 号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	3
議案第 14 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	9

議案第12号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和7年4月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市社会教育委員の辞任に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
でがい ゆきひろ 出貝 幸浩	八戸市小学校長会 副会長
ささき ひろえ 佐々木 宏恵	八戸市中学校長会 会長
たばた よしゆき 田畑 芳幸	八戸市連合父母と教師の会 広報委員長

任期は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。

議案第13号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和7年4月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

地域スポーツ・文化活動検討協議会の名称を地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会に変更するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域スポーツ・文化活動検討協議会の名称を地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会に変更するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会の項名称の欄中「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」を「八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会」に改め、同項担任する事務の欄中「地域移行」を「地域展開」に、「地域スポーツ・文化活動」を「地域スポーツ・文化芸術活動」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「地域スポーツ・文化活動検討協議会」を「地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会」に改める。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)		(略)	
八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会	中学校部活動の円滑な地域展開に向けた新たな地域スポーツ・文化芸術活動の環境の整備に 関し必要な事項について調査及び検討をし、意見 を述べること。	八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会	中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に 関し必要な事項について調査及び検討をし、意見 を述べること。
(略)		(略)	

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前				
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）				
(略)										区分		報酬の額		
地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会の委員										地域スポーツ・文化活動検討協議会の委員				
(略)										(略)				
別表第2（第2条関係）										別表第2（第2条関係）				
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行 雑費 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)						
						甲地方	乙地方							
(略)										(略)				
地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会の委員										地域スポーツ・文化活動検討協議会の委員				
(略)										(略)				

議案第14号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和7年4月25日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定等をするとともに、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定等をするとともに、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「434円」に、「第2号」を「第2号から第5号までのいずれか」に、「334円」を「217円」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第7条の2第2項第2号中「81,290円」を「85,490円」に改め、同項第4号中「40,600円」を「42,700円」に改める。

別表中

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

を

「

7,285円	8,850円	10,768円	11,963円	12,625円	13,098円
6,110円	7,045円	7,505円	8,623円	9,270円	9,620円

に改める。」

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（補償基礎額の改定等に伴う経過措置）
- 改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項及び別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で同日以後の期間については、なお従前の例による。この場合において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に支給すべき理由が生じた公務災害補償及び令和6年4月1日前に支給すべき理由が

生じた年金たる補償で当該期間について支給すべきものについての改正前の八戸市立学校の
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）
別表の規定の適用については、同表中

「

6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

とあるのは、

」

「

7,285円	8,850円	10,263円	11,248円	11,918円	12,590円
6,110円	6,965円	7,385円	8,320円	9,063円	9,508円

とする。

」

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支給すべき理由が生じた公務災害補償及び令和7年4月1日前に支給すべき理由が生じた年金たる補償で当該期間について支給すべきものについての新条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「434円」とあるのは「384円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については100円を、それぞれ」とする。
- 4 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例及び附則第2項後段の規定による公務災害補償の内払とみなす。
（介護補償の額の改定に伴う経過措置）
- 5 新条例第7条の2第2項の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 6 令和7年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(補償基礎額) 第2条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき434円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (介護補償) 第7条の2 (略) 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者	(補償基礎額) 第2条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき334円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (介護補償) 第7条の2 (略) 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者

改正後		改正前						
による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下である場合に限る。） <u>85,490円</u>		による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下である場合に限る。） <u>81,290円</u>						
(3) (略)		(3) (略)						
(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下であるときに限る。） <u>42,700円</u>		(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。） <u>40,600円</u>						
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上		
学校医及び学校歯科医師の補償基礎額	<u>7,285円</u>	<u>8,850円</u>	<u>10,768円</u>	<u>11,963円</u>	<u>12,625円</u>	<u>13,098円</u>		
学校薬剤師の補償基礎額	<u>6,110円</u>	<u>7,045円</u>	<u>7,505円</u>	<u>8,623円</u>	<u>9,270円</u>	<u>9,620円</u>		
備考（略）		備考（略）						

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（附則第3項）

R6. 4. 1～R7. 3. 31							R7. 4. 1～						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7, 285 円	8, 850 円	10, 263 円	11, 248 円	11, 918 円	12, 590 円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7, 285 円	8, 850 円	10, 768 円	11, 963 円	12, 625 円	13, 098 円
学校薬剤師の補償基礎額	6, 110 円	6, 965 円	7, 385 円	8, 320 円	9, 063 円	9, 508 円	学校薬剤師の補償基礎額	6, 110 円	7, 045 円	7, 505 円	8, 623 円	9, 270 円	9, 620 円

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（附則第4項による第2条読替）

読替後	読替前
(補償基礎額) 第2条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）で、<u>学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計の維持が困難な日若しくは学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき384円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u> (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者	(補償基礎額) 第2条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者で、<u>学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計の維持が困難な日若しくは学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき434円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u> (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者

